

理由説明書

京都市では、計画的に公園・緑地の整備を行うため、これまで都市計画を決定してきたが、都市計画公園・緑地の整備には長期間を要するため、都市計画決定後、事業に着手していない計画区域が多数存在する。

事業に着手していない計画区域において建築物を建てる場合、建築に係る許可が必要であり、さらに階数及び構造に対し、規制がかかる。また、都市計画決定（変更）当時と現在では、都市計画の必要性を判断した社会経済状況や土地利用状況等は大きく変化している。このため、長年にわたり事業に着手していない都市計画公園・緑地の計画区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した公園の計画区域を廃止するものである。